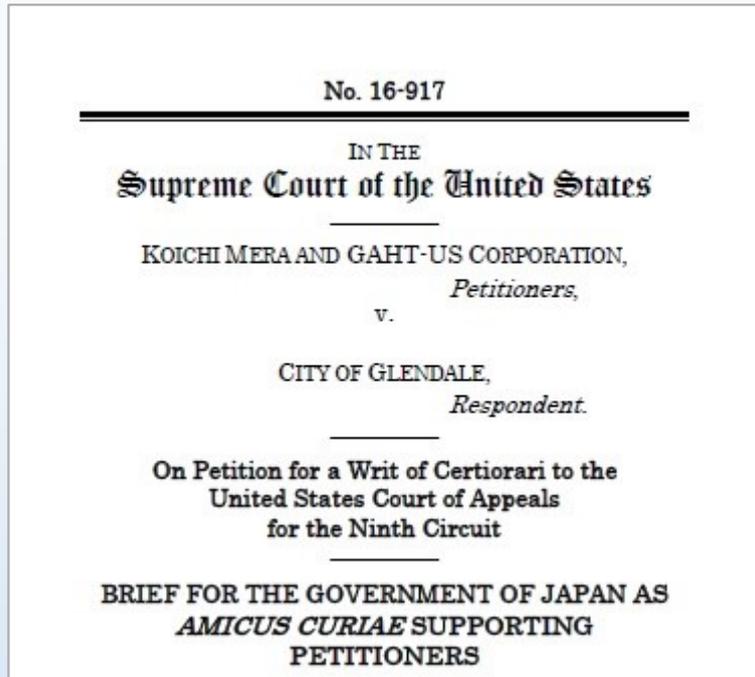


# 日本政府 米国連邦最高裁判所への意見書 日英対訳と解説



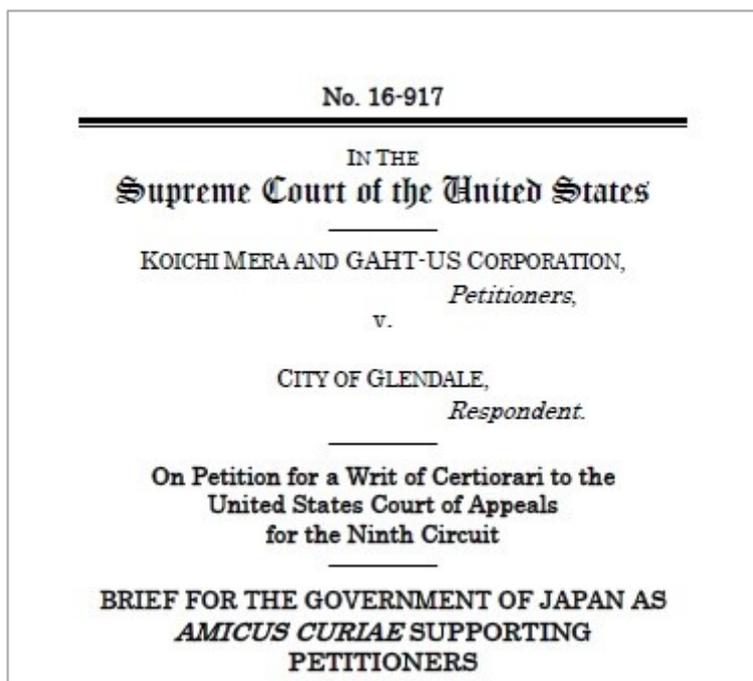
グレンデール慰安婦像撤去を求めて  
GAHT-USが最高裁に出した再審理請願書

日本政府は  
請願を支持する異例の意見書を最高裁に提出した

外交問題にまで発展した慰安婦問題  
日本政府の意見書のGAHTによる全訳とその意義をここに解説する



# 日本政府 米国連邦最高裁判所への意見書 日英対訳と解説



グレンデール慰安婦像撤去を求めて  
GAHT-USが最高裁に出した再審理請願書

日本政府は  
請願を支持する異例の意見書を最高裁に提出した  
外交問題にまで発展した慰安婦問題  
日本政府の意見書のGAHTによる全訳とその意義をここに解説する

歴史の真実を求める世界連合会  
**GAHT**

The Global Alliance for Historical Truth  
GAHT  
歴史の真実を求める世界連合会

# 日本政府 米国連邦最高裁判所への意見書 日英対訳と解説

翻訳・編集・出版・発行：歴史の真実を求める世界連合会 (GAHT)

監修	目良浩一
翻訳担当	細谷 清
解説担当	目良浩一、細谷 清
編集・デザイン担当	細谷清、山本優美子

平成29年5月15日初版発行、同年6月5日改訂版発行、平成30年4月6日訂正版発行

印刷日本 非売品

©GAHT 無断転載を禁じます。

この本に記載の一切の事項・資料は、他の所有である事が記載されたものを除き、本の題名と著者名を表示する事で転載を許可します。

# 日本政府米国連邦最高裁判所への意見書

## 日英対訳と解説

### 目次

序文 発行にあたって	目良浩一、藤井厳喜	1頁～
1. 日本政府意見書		4頁～
請願人（目良・GAHT）を支持する 日本政府の意見書（日英対訳）		
2. 解説		27頁～
1) グレンデール市慰安婦像撤去裁判の経緯		
2) GAHTとグレンデール市の主張		
3) 日本政府意見書が出たタイミングと裁判の中での効果		
4) 意見書の抄訳と見解		
5) マス・メディアの報道		
6) 慰安婦問題基本年表		

## 序文： 日本政府の意見書の背景

此の日本政府の意見書の対訳書は、多くの方の要望に応じて作成されたものである。日本政府は、2017年2月22日に、米国の連邦最高裁判所に、筆者と米国のNPO法人・GAHT-USを請願者とする、カリフォルニア州のグレンデール市に設置された慰安婦像を中心とする記念碑の撤去を目的とする訴訟の連邦最高裁判所への上告に対して、請願者を支持する意見書を提出したのである。

此の意見書は、日本の外務省からの依頼によって、米国首都ワシントンD.C.の弁護士事務所、ホーガン・ラベルス事務所のジェシカ・エルスワース弁護士の担当で、執筆され、提出された。エルスワース弁護士は、最高裁判所に登録された女性弁護士である。このように民間人や日本の企業などが起こした訴訟に政府が、意見書を提出することは、極めて稀なことである。しかし、その内容からして、極めて当然なことでもある。

筆者や周辺の在米日本人らが、グレンデール市が計画していた慰安婦像の設置の阻止のために動き出したのは、設置の案件が市議会に提出されることを探知した日から、それはその議決の前に公聴会が開かれることになった2013年7月9日の数日前であった。私は、その時も主唱していた歴史勉強会の「日本再生研究会（南カリフォルニア）」の人たちに連絡して、出席して、反対意見を表明するように要請した。他にも、そのような声を掛けた在米日本人がいた。

その公聴会には、80人くらいの在米日本人が詰めかけた。それに対して、慰安婦像推進するはずの韓国系の出席者は30名位であった。実際に意見を表明したのは、在米日本人29名が反対を表明し、韓国系の7名が賛成意見を述べた。米国内で日本人が纏まって、公的な場所で反対意見を述べたのは、恐らく、これが初めてのことであったであろう。そのほかに、「なでしこアクション」などを通じて市議会に反対意見を送った人の数は350を超えていたと市長が市議会において発表した。

しかし、市会議員の多くは、賛成票を投じることを決めていて、議案は、4対1で可決された。出席した日本人は、地団駄を踏んで悔しがったのである。更に、それに加えて、市会議員の一人、フランク・クインテロは、日本人に対して、「君たちは、自分の国の歴史を知らないのだ」と宣言して、侮辱をしたのである。

その議決にしたがって、7月30日に、慰安婦像が市の中央公園に設置されたのであるが、そこでさらに意外な事実が判明した。市議会の議決案には明示されていなかったが、付随した花崗岩の記念碑に「1932年から1945年の間に、20万人のアジアの女性が家から連れ出されて、日本帝国軍の慰安婦とさせられ、性奴隷として奉仕させられた。日本政府にこの人権侵害の罪を認めることを要求する。」と刻まれているたである。この日本国および日本人を侮辱する記念碑に対して、怒りが湧いてきたのである。

日本から派遣された多数の区会議員・市会議員などがグレンデール市を訪問して、抗議を行ったが、らちが明かない。そこで、これに強く反対するロスアンゼルス周辺の数名が集まってNPO法人GAHT-USコーポレーションを設立して、法廷闘争によってこの慰安婦記念碑の撤去をすることに決定した。弁護士と相談して、主な訴因は、「グレンデール市は、連邦政府の下にある地方自治体であるから、連邦政府が独占すべきである外交行為をすることは許されない。慰安婦像の建立によって日本政府

の行動について見解を表明することは外交行為である、』という主張である。2014年2月20日に、ロスアンジェルス連邦裁判所の地方裁判所に、訴状が登録された。しかし、同年8月4日には、担当判事から、敗訴が伝達された。原告は、そのような要求をする資格が無いし、要求する根拠がないという判断であった。

此の高飛車な判決を受けて、作戦を練り直し、弁護士団を再編成して、連邦控訴裁判所に上告した。9月3日に上告したが、紆余曲折があり、3人の判事の下で公判が開かれたのは2016年6月7日であった。その間に、弁護士から、日本政府からの書類があればかなり有利になると忠告されたので、まずは、ロスアンジェルスの日本総領事館に赴き、趣旨を説明し、此の裁判に関しての日本政府の立場を書面で裁判所に提出していただきたい旨を伝えたが、外交特権の関係で実行不可能と告げられた。東京では、外務省を訪問して、担当官に同じ趣旨を説明し、支援をお願いしたのであるが、検討するという答えを頂いただけであった。

そうこうしている内に、2016年8月4日に、連邦控訴裁判所から判決が通達された。原告の資格は今回は認められた。しかし、慰安婦像の撤去に関しては、根拠不十分として、却下されたのである。

そこで、直ちに、同じ控訴裁判所に多数の判事による再審査を請願した。9月16日に提出されたが、10月13日には、再び却下された。これ等の裁判所とのやり取りは、非常に緊迫した財務状況の中で行われたので、残る連邦最高裁判所への上告については、断念するべきであるとの判断が大勢を占めていた。なぜなら、連邦最高裁判所での採択の件数は、極めて少なく、全体の請願数のほぼ1パーセントしか、採択されないからである。採択の基準は、一つには、米国内での判例の整合性を保つために重要な案件、第二には、国家的に重要な案件であることである。

我々は、弁護士費用については、我々自身で上告内容を構成し、以前に依頼した事のある若い弁護士に一定の報酬で請願書を作成してもらうことで、最高裁への請願書を作成して、提出することにした。請願書は作成され、提出期限の1日前の2017年1月10日に連邦最高裁判所に提出することが出来た。担当弁護士が最高裁には未登録であったので、彼の登録に日数がかかり、23日に登録が完了した。その間に我々の動きを支援していただいている日本の国会議員諸氏に働きかけ、支援を求めた。効果はあり、2月半ばには、日本政府が意見書を出すことが明らかになり、2月22日には、アミカス・キューリエと称する日本政府の意見書が、前述したワシントンの弁護士事務所を通じて提出された。内容的には、申し分の無い素晴らしいものであったので、日本語でも皆様に読んで頂きたい思い、此の出版を決定した。

このような政府が直接に関わらない外国における裁判に対して、日本政府が意見書を出すのは誠に例外的なことであり、我々は此の政府の意見書提出に対して深く感謝をしている。政府を動かすことが出来たことに喜びを感じている。

結果的には、此の意見書も裁判の結果を変えることが出来なかったが、日本政府がこのように慰安婦問題と称する国際問題について、積極的に動き始めたことを大変好ましいことであると考えている。2015年末の日韓合意に始まり、2017年初頭の釜山における慰安婦像設置を契機に、大使・総領事を帰国させたこと、そして2月のこの意見書の提出などにみられる一連の動きを積極外交の始まりであると受け取っている。

## 発刊にあたって： 闘いは続く、前進あるのみ

日本政府の米国連邦最高裁判所への意見書を、日英対訳で出版し、皆様のもとにお届けできることを NPO「歴史の真実を求める世界連合会（GAHT）」の一員として、心より嬉しく、また誇らしく思います。

GAHT は残念ながら、アメリカにおける裁判によって、カリフォルニア州グレンデール市の慰安婦像を撤去するという目的を実現することはできませんでした。誠に残念です。

多くの方々の御支援を頂いたにも関わらず、我々の努力は実りませんでした。GAHT 構成員の一人として、強く責任を痛感するところです。しかし裁判の戦いを続ける中で、いくつかの成果もありました。

その最大のものの一つが、日本政府が米国連邦最高裁判所へ堂々たる意見書を提出してくれたことです。

この意見書を読めばお分かりいただけるように、この日本政府の意見書は、今後の慰安婦像撤去や慰安婦像設置阻止の世界的運動に大きな力を与えるものです。

日本の内外には、日本国民の名誉を貶めようとする政治勢力が厳然として存在します。これらの勢力と GAHT は戦い続けてきました。この反日包囲網を打ち破り、慰安婦像や慰安婦記念碑を撤去してゆく為に、この意見書は大きな力を発揮することでしょう。

日本国民を貶めようとする政治勢力の活動は、全て歴史の捏造と改竄に基づいています。それ故、我々の活動は、歴史の真実を明らかにし、それをより多くの人々に知ってもらうことによって、達成されます。

我々と対立する勢力は、歴史の真実が明らかになることを最も恐れています。彼らは嘘をつき続け、その嘘のプロパガンダを広めることによって、日本人の名誉を傷つけようとしています。過去の日本人の名誉を傷つけるばかりでなく、生きている現在の日本人の名誉を棄損し、そればかりでなく、今後生まれてくる未来の日本人にも故なき屈辱を与えようとしています。

彼らの試みは、やや成功したかに見えます。しかし、全てが虚偽と捏造と悪意に基づいている為に、やがて彼らの活動は破綻し、彼らの運動は失敗せざるを得ません。誠に歴史の審判ほど愉快なものはありません。

我々は、嘘をつく必要もないし、悪意に基づいたプロパガンダを繰り広げる必要もありません。

我々はただ、真実について語り、真実を人々に伝えるだけでよいのです。正々堂々と晴れ晴れとした心境でこれを我々は実行すればよいのです。それ故に、我々は極めて楽観的にこの運動を進めることが出来るでしょう。

よく引用される諺があります。「一部の人々を永遠にだまし続けることはできる。全ての人を一時的にだますこともできる。しかし全ての人々を永遠にだまし続けることはできない。」

まさにその通りであり、反日勢力の謀略は破綻しつつあります。歴史の正しい審判が下りつつあるのです。

我々は自信をもって、慰安婦像撤去の運動を進めてゆきましょう。

NPO 歴史の真実を求める世界連合会(日本) 共同代表 藤井巖喜 (国際政治学者)

# 1. 日本政府意見書

請願人（目良・GAHT）を支持する日本政府の意見書  
（日英対訳）

**(GAHTによる日本語訳)**

請願番号 16-917

**米国最高裁判所 御中**

-----  
請願人：目良浩一及び法人GAHT-US

対

被請願人：グレンデール市

-----  
米国連邦第9巡回区控訴裁判所訴訟案件を  
最高裁判所へ移管する請願に関して

-----  
**請願人（目良・GAHT）を支持する**

**日本政府の意見書**

-----  
ジェシカ L. エルスワース  
最高裁登録弁護士  
NATHANIEL G. FOELL\*  
HOGAN LOVELLS US LLP  
555 Thirteenth Street, N.W.  
Washington, D.C. 20004  
(202) 637-5886  
jessica.ellsworth@hoganlovells.com  
\* 弁護士事務所員の指導の下でニューヨーク州  
のみで認可

*第三者意見書弁護士*

No. 16-917

IN THE

*Supreme Court of the United States*

---

KOICHI MERA AND GAHT-US CORPORATION,  
Petitioners,

v.

CITY OF GLENDALE,  
Respondent.

---

On Petition for a Writ of Certiorari to the  
United States Court of Appeals  
for the Ninth Circuit

---

**BRIEF FOR THE GOVERNMENT OF JAPAN AS  
AMICUS CURIAE SUPPORTING  
PETITIONERS**

---

JESSICA L. ELLSWORTH  
Counsel of Record  
NATHANIEL G. FOELL\*  
HOGAN LOVELLS US LLP  
555 Thirteenth Street, N.W.  
Washington, D.C. 20004  
(202) 637-5886  
jessica.ellsworth@hoganlovells.com  
\*Admitted only in New York,  
supervised by a member of the firm

*Counsel for Amicus Curiae*

## 目次

	頁
引用文献リスト.....	9
本訴訟での法廷助言者としての日本政府の関心事.....	11
陳述の纏め.....	17
陳述.....	17
連邦政府が外交を独占する権限	
A. 外交独占権.....	17
B. 第9巡回区が創り出した表現権が外交独占権に優るとする 例外は、（最高裁で）審理されるべきである.....	19
C. 日韓の関係は壊れやすく、慰安婦問題で米国が矛盾する 見解を表明する事で混乱が生じかねない.....	23
結論.....	25

## TABLE OF CONTENTS

	Page
TABLE OF AUTHORITIES .....	10
INTEREST OF AMICUS CURIAE.....	12
SUMMARY OF ARGUMENT .....	18
ARGUMENT .....	18
<b>THE FEDERAL GOVERNMENT’S AUTHORITY TO CONDUCT FOREIGN AFFAIRS IS EXCLUSIVE</b>	
A. Foreign Affairs Preemption .....	18
B. The Ninth Circuit’s Invention Of An “Expressive” Exception To Foreign Affairs Preemption Warrants Review	20
C. Japanese-Korean Relations Are Delicate And Could Be Disrupted By Conflicting United States Pronouncements On The Comfort Women issue.....	24
CONCLUSION.....	26

## 引用文献リスト

判例:	頁
Aldrich v. Knab, 858 F. Supp. 1480 (W.D. Wash. 1994) .....	19
American Ins. Ass'n v. Garamendi, 539 U.S. 396 (2003) .....	15,17
Crosby v. National Foreign Trade Council, 530 U.S. 363(2000).....	11,15,17
Hines v. Davidowitz, 312 U.S. 52 (1941) .....	15
Hwang Geum Joo v. Japan, 413 F.3d 45 (D.C. Cir. 2005) .....	13
Muir v. Alabama Educ. Television Comm'n, 688 F.2d 1033 (5th Cir. 1982) (en banc).....	19
National Foreign Trade Council v. Natsios, 181 F.3d 38 (1st Cir. 1999), aff'd sub nom. Crosby v. National Foreign Trade Council,530 U.S. 363 (2000)..	11
Zschernig v. Miller, 389 U.S. 429 (1968) .....	13,17
<b>その他:</b>	
Announcement by Foreign Ministers of Japan and the Republic of Korea at the Joint Press Occasion (Dec. 28, 2015) .....	9
Brief of the Government of Japan as Amicus Curiae in Support of Petitioners, F. Hoffmann-La Roche Ltd. v. Empagran S.A., No. 03-724, 2004 WL 226390..	11.
Harvey Starr, Henry Kissinger: Perceptions of International Politics (1984)...	17
Press Statement, John Kerry, Secretary of State, Resolution of the Comfort Women Issue (Dec. 28, 2015) .....	9
Prime Minister Shinzo Abe, "Toward an Alliance of Hope," Address to a Joint Meeting of the U.S. Congress (Apr. 29, 2015) .....	11
Statement of Interest of the Government of the United States in Support of the Government of Japan, Rosen v. Japan, No. 01 C 6864 (N.D. Ill. Mar. 11,2003)	15,19
Summary of Remarks by Mr. Shinsuke Sugiyama, Deputy Minister for Foreign Affairs, Question and Answer Session, Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women (Feb. 16, 2016) .....	19

## TABLE OF AUTHORITIES

<b>Cases:</b>	<b>Page</b>
Aldrich v. Knab, 858 F. Supp. 1480 (W.D. Wash. 1994) .....	20
American Ins. Ass’n v. Garamendi, 539 U.S. 396 (2003) .....	16,18
Crosby v. National Foreign Trade Council, 530 U.S. 363(2000)....	12,16,18
Hines v. Davidowitz, 312 U.S. 52 (1941) .....	16
Hwang Geum Joo v. Japan, 413 F.3d 45 (D.C. Cir. 2005) .....	14
Muir v. Alabama Educ. Television Comm’n, 688 F.2d 1033 (5th Cir. 1982) (en banc).....	20
National Foreign Trade Council v. Natsios, 181 F.3d 38 (1st Cir. 1999), aff’d sub nom. Crosby v. National Foreign Trade Council, 530 U.S. 363 (2000) .124	
Zschernig v. Miller, 389 U.S. 429 (1968) .....	14,18
 <b>Other Authorities:</b>	
Announcement by Foreign Ministers of Japan and the Republic of Korea at the Joint Press Occasion (Dec. 28, 2015) .....	10
Brief of the Government of Japan as Amicus Curiae in Support of Petitioners, F. Hoffmann-La Roche Ltd. v. Empagran S.A., No. 03-724, 2004 WL 226390	12
Harvey Starr, Henry Kissinger: Perceptions of International Politics (1984)..	18
Press Statement, John Kerry, Secretary of State, Resolution of the Comfort Women Issue (Dec. 28, 2015) .....	10
Prime Minister Shinzo Abe, “Toward an Alliance of Hope,” Address to a Joint Meeting of the U.S. Congress (Apr. 29, 2015) .....	12
Statement of Interest of the Government of the United States in Support of the Government of Japan, Rosen v. Japan, No. 01 C 6864 (N.D. Ill. Mar. 11, 2003)16,20	
Summary of Remarks by Mr. Shinsuke Sugiyama, Deputy Minister for Foreign Affairs, Question and Answer Session, Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women (Feb. 16, 2016) .....	20

## 米国最高裁判所 御中

請願番号 16-917

請願人：目良浩一及び法人GAHT-US

対

被請願人：グレンデール市

米国連邦第9巡回区控訴裁判所訴訟案件を  
最高裁判所へ移管する請願に関して

請願人（目良・GAHT）を支持する

### 日本政府の意見書<sup>1</sup>

#### 本訴訟での法廷助言者としての日本政府の関心事

合衆国連邦政府は、第二次世界大戦中の慰安婦問題での日韓間の争いに公平で友好的に解決する様に促している。本裁判は、グレンデール市がこの外交方針を混乱させる事が憲法上許されるのか、と言う問題をはらんでいる。

連邦政府は長年に亘り、同盟二ヶ国が外交的に解決するように支持し続けて来た。その為に、米国政府は注意深く一貫してこの問題で煽るような意見の表明を控えて来た。

注1. いかなる当事者もまたその弁護士もこの意見書の一部または全部の著述に関わったことはない。第三者意見書を提出する日本政府以外の当事者とその弁護士もこの意見書の準備・提出に関して金銭的な貢献をしてはない。全ての当事者には少なくとも10日前にその意見書が提出される意向が通知され、その提出に書面で同意した。それらの書類は裁判所事務室に保管されている。

IN THE  
Supreme Court of the United States

---

No. 16-917

---

KOICHI MERA AND GAHT-US CORPORATION,  
Petitioners,  
v.  
CITY OF GLENDALE,  
Respondent.

---

On Petition for a Writ of Certiorari to the  
United States Court of Appeals  
for the Ninth Circuit

---

BRIEF FOR THE GOVERNMENT OF JAPAN AS  
AMICUS CURIAE SUPPORTING  
PETITIONERS

INTEREST OF AMICUS CURIAE<sup>1</sup>

This case involves the question whether it is constitutionally permissible for respondent City of Glendale (Glendale) to disrupt the United States' foreign policy of impartially encouraging an amicable resolution of the issue between Japan and the Republic of Korea concerning comfort women during World War II. The federal government has long sought to support the two countries as their ally in their efforts toward a diplomatic solution to this issue. To that end, the United States has carefully and consistently avoided making inflammatory statements about the issue.

---

Note 1 : No party or counsel for a party authored this brief in whole or in part. No party, counsel for a party, or person other than amicus curiae and its counsel made any monetary contribution intended to fund the preparation or submission of this brief. All parties were notified of amicus' intent to file this brief at least 10 days before it was due, and have consented to its filing in letters that have been lodged with the Clerk.

慰安婦問題は意見が対立する、政治的に敏感な問題である。

2013年にグレンデール市がその中央公園に慰安婦を記念して国際的な人権侵害をしたとして日本を糾弾する公共の碑を設置した当時、日本と大韓民国（韓国）は問題を解決し更に前進する途を探し求めて、二ヶ国間で話し合いの最中だった。米国は外交ルートを通じ、二ヶ国が話し合いで解決する様に促していた。碑の設置に対して、日本政府高官はこれを憂慮する声明を発した。Pet. App. 53a-54a参照のこと。[訳者注：「Pet. App. 53a」とは、GAHT提出の最高裁判所再審理請願書（Petition）の補遺（Appendix）の53a頁を意味する。]（設置直後に出された在米日本大使と首相のコメントが引用されている）

本裁判が係争中の2015年12月に、日本政府と韓国政府は両国間の将来の協力の基礎となる合意に達した。参照：日韓両政府外務大臣による2015年12月28日の共同記者会見での声明(注2)。その合意は米国の支援を得て成し遂げられ、且つ米国は歓迎した。ジョン・ケリー国務長官は「米国にとって大事な同盟国である両国間の関係がこの合意によって癒され改善される事を信じる」と強調した。参照：ジョン・ケリー国務長官の2015年12月28日日韓合意に関しての記者会見声明（注3）

米国政府は「この合意を達成した勇気と洞察力ある日韓の指導者たちを称賛し」、「国際社会が合意を支持する事を呼びかけ」、そして「両国が経済的な連携と安全保障の協力面で、地域と世界の問題に前向きな取り組みを継続する事を期待した。」（典拠：同上）

2015年の合意は、日韓間の慰安婦問題を「最終的かつ不可逆的」（典拠：同上）に解決するもので、両国が「本問題について国際社会において互いに非難・批判する事は控える」誓約を含むものである。（上記共同記者会見での日韓両国外相による発表）

グレンデール中央公園にある碑は、慰安婦問題での日本政府の外交的努力に対して際立った障害物となっている。その碑は2015年の日韓合意精神に反し、且つ合意の円滑な実行も邪魔するからである。日本政府は、この碑の存在が日本政府ばかりではなく、米国、韓国政府にとっても外交上際立った障害物であるとの見解を持つ。

2. 参照：[http://www.mofa.go.jp/a\\_o/na/kr/page4e\\_000364.html](http://www.mofa.go.jp/a_o/na/kr/page4e_000364.html)

3. 参照：<https://2009-2017.state.gov/secretary/remarks/2015/12/250874.htm>

The issue of comfort women is contentious and politically sensitive. In 2013, when the City of Glendale installed a public monument in its central park that commemorates comfort women and accuses Japan of international human rights violations, Japan and the Republic of Korea were engaged in bilateral discussions seeking to resolve the issue and find a path forward. The United States was encouraging the two countries to reach a resolution through these diplomatic channels. Installation of the monument provoked a concerned response from high-ranking Japanese officials. See Pet. App. 53a–54a (citing concerned comments made soon after the monument was installed by the Japanese Ambassador to the United States and the Japanese Prime Minister).

In December 2015, while this case was pending, the Government of Japan and the Government of the Republic of Korea reached an agreement that lays the foundation for future cooperation between the two countries. *See Announcement by Foreign Ministers of Japan and the Republic of Korea at the Joint Press Occasion* (Dec. 28, 2015)<sup>2</sup>. That agreement was achieved with the support of, and welcomed by, the United States. Secretary of State John Kerry emphasized the United States’ “belie[ft] that] this agreement will promote healing and help to improve relations between two of the United States’ most important allies.” Press Statement, John Kerry, Secretary of State, Resolution of the Comfort Women Issue (Dec. 28, 2015).<sup>3</sup> The United States “applaud[ed] the leaders of Japan and the Republic of Korea for having the courage and vision to reach this agreement,” “call[ed] on the international community to support it,” and “look[ed] forward to continuing to work with both countries on regional and global issues, including advancing our economic ties and security cooperation.” *Id.*

The 2015 agreement “finally and irreversibly” resolves the comfort women issue between Japan and the Republic of Korea, *id.*, and the agreement includes a pledge by both countries to “refrain from accusing or criticizing each other regarding this issue in the international community,” *Announcement by Foreign Ministers of Japan and the Republic of Korea at the Joint Press Occasion, supra*. The monument in Glendale Central Park presents a significant impediment to Japan’s diplomatic efforts on this issue. Because the monument is not in line with the spirit of the 2015 Agreement between Japan and the Republic of Korea, it has also been an impediment to smooth implementation of the Agreement. In the view of the Government of Japan, that fact has diplomatic significance not only for the Government of Japan, but also the Government of the Republic of Korea and the Government of the United States.

---

2. Available at [http://www.mofa.go.jp/a\\_o/na/kr/page4e\\_000364.html](http://www.mofa.go.jp/a_o/na/kr/page4e_000364.html).

3. Available at <https://2009-2017.state.gov/secretary/remarks/2015/12/250874.htm>.

日本は米国の重要な同盟国である。参照：安倍首相の「希望の同盟」（2015年4月29日連邦議会上下両院合同会議での演説：日米関係を「堅牢さを備え、深い信頼と、友情に結ばれた同盟」と述べた。）（注4）実際の所日本は外交政策を話し合う事の出来ない州や地方政府等でなく、寧ろ連邦政府が作る米国の外交政策に重大な関心を持っている。参照：全米貿易協議会 対 ナトシオス(181F.3d 38,54(第1巡回区控訴裁判所1999年判決)（訳者注：被告マサチューセッツ州財政総務長官の名前）（訳者注：ビルマ企業との取引禁止は憲法違反と訴えた裁判、原告：全米貿易協議会、被告：マサチューセッツ州政府担当責任者）National Foreign Trade Council v. Natsios, 181 F.3d 38, 54 (1st Cir. 1999)、同案件での変更後の最高裁での訴訟名：Crosby v. National Foreign Trade Council, 530 U.S. 363 (2000)

日本政府が当法廷に第三者意見書を出す例は少なく、中核的な国家利益が関わる訴訟だけに関与を限定している。（参照：日本政府の請願人を支持する意見書F. Hoffmann-La Roche Ltd. v. Empagran S.A., No. 03-724, 2004 WL 226390.）。日本政府は本請願が採択される事を強く求め、そして第9巡回区の判決を当法廷が再検討する重要性が認識されることを希望する。

---

4. 参照：[http://japan.kantei.go.jp/97\\_abe/statement/201504/uscongress.html](http://japan.kantei.go.jp/97_abe/statement/201504/uscongress.html)

Japan is an important ally of the United States. *See* Prime Minister Shinzo Abe, “Toward an Alliance of Hope,” *Address to a Joint Meeting of the U.S. Congress* (April 29, 2015) (describing the relationship between Japan and the United States as “an alliance that is sturdy, bound in trust and friendship, deep between us”).<sup>4</sup> Practically speaking, Japan has a significant interest in the United States’ foreign policy being made by the federal government rather than by States or localities with whom Japan “cannot negotiate” about foreign policy. *See National Foreign Trade Council v. Natsios*, 181 F.3d 38, 54 (1st Cir. 1999), *aff’d sub nom. Crosby v. National Foreign Trade Council*, 530 U.S. 363 (2000).

Japan has only filed amicus briefs with this Court in a small number of matters, limiting its involvement to cases involving its core national interests. *See, e.g.*, Brief of the Government of Japan as *Amicus Curiae* in Support of Petitioners, *F. Hoffmann-La Roche Ltd. v. Empagran S.A.*, No. 03-724, 2004 WL 226390. The Government of Japan urges that the petition be granted and wishes to convey the importance of this Court’s review of the Ninth Circuit’s decision.

---

<sup>4</sup> Available at [http://japan.kantei.go.jp/97\\_abe/statement/201504/uscongress.html](http://japan.kantei.go.jp/97_abe/statement/201504/uscongress.html)

## 陳述の纏め

米国の国家としての慰安婦問題に対する歴史的な慣行は、第二次世界大戦からの残された他の課題と同様に、Hwang Geum Joo対日本政府訴訟のコロンビア地区巡回区2005年判決に見られるように、「日本との国家間の話し合いで確立された外交方針を通して」対処してきている。

確立された外交方針の一つの理由は、「日韓間の脆い関係を壊すよりは寧ろ尊重する事」（典拠：同上 米国の利益に関する声明34-35）にある。グレンデール市の慰安婦碑はこの確立された外交方針を妨げ、又離反している。

第9巡回区裁判所は、その判決を支える判例や原則を何も示さずに、グレンデール碑を適法とする判決を下した下級審の判断を是認した。当最高裁判所を含む法廷でのこれまでの判例は、連邦政府以外の機関が外交を担う事に首尾一貫して用心深かった。そして第一原則は、外交は高度な慎重さが求められる領域だから、法廷は用心深いことが正しい事を示している。日本政府は本最高裁の法廷が第9巡回区裁判所の判決を再審理する事を求める。

何故ならその判決は、憲法が定めた米国連邦政府が独占権を持つ外交政策の領域に、州と地方政府に表現の自由の特権を許すものであり、それによって米国自身と日本の様な親密な同盟国との関係に害を及ぼす危険をはらむことになるからである。

## 陳述

### 連邦政府が外交を独占する権限

#### A. 外交独占権

最高裁で下された幾つかの判例は、連邦政府が外交を独占する権限を再確認した。判例「Zschernig v. Miller, 389 U.S. 429, 430 (1968)」で裁判所は、非居住外国人が死亡したオレゴン在住者の遺産を財産として受け取る事を制限するオレゴン州遺言書内容確定法を、違法と断じた。（典拠：同上340）。同法は「同州による憲法で大統領と議会に託した外交権への侵犯である」と判決を下した。（同上432）州は「伝統的に不動産相続と財産の分与を規制して来た」が、だからと言って同法を認めるには十分でない。何故なら「各州が遺産相続確認裁判を通して発信したら、独自の外交政策が確立されてしまう危険がある」（同上441）からである。

（訳者注：オレゴン州にある遺産相続をめぐるその相続を求めたアメリカ系東ドイツ人と州法に基づき相続人不在で遺産没収を行った州政府で争われた。オレゴン州最高裁は州外ドイツ人の訴えを斥けて州政府の言い分を認めたが、最高裁は州法が外交権の独占を認めた憲法違反として州最高裁の判断を斥けた。）

## SUMMARY OF ARGUMENT

The historic practice of the United States has been to address the comfort women issue, like other residual issues from World War II, “through a settled foreign policy of state-to-state negotiation with Japan.” *Hwang Geum Joo v. Japan*, 413 F.3d 45, 52 (D.C. Cir. 2005). One reason for this settled foreign policy is that it respects rather than disrupts “Japan’s ‘delicate’ relations with \*\*\* Korea.” *Id.* (quoting Statement of Interest of the United States at 34–35). The Glendale monument represents an interference with, and a departure from, that settled foreign policy.

The Ninth Circuit affirmed the legality of the Glendale monument, in a decision that finds no support in precedent or principle. Precedent shows that courts, including this Court, have been consistently wary of actors other than the federal government playing a role in foreign affairs. And first principles show that courts are right to be wary: foreign policy is a sensitive domain. The Government of Japan seeks this Court’s review of the Ninth Circuit’s decision. That decision gives States and localities an “expressive” exemption in the domain of foreign policy—a domain in which the United States’ role is constitutionally established as exclusive—and thereby risks harm to the United States and its close allies, such as Japan.

## ARGUMENT

### THE FEDERAL GOVERNMENT’S AUTHORITY TO CONDUCT FOREIGN AFFAIRS IS EXCLUSIVE

#### A. Foreign Affairs Preemption

Several cases decided by this Court have defended the exclusive foreign affairs authority of the federal government against state encroachment. In *Zschernig v. Miller*, 389 U.S. 429, 430 (1968), for example, the Court struck down an Oregon probate statute restricting when a nonresident alien could receive property from the estate of an Oregon resident who died intestate. *Id.* at 430. It held that the statute was “an intrusion by the State into the field of foreign affairs which the Constitution entrusts to the President and the Congress.” *Id.* at 432. Although States have “traditionally regulated the descent and distribution of estates,” this was not enough to save the statute from invalidity because of the “dangers which are involved if each State, speaking through its probate courts, is permitted to establish its own foreign policy.” *Id.* at 441.

その数十年後の訴訟（Crosby v. National Foreign Trade Council, 530 U.S. 363, 366 (2000)）では、マサチューセッツ州公社が「ビルマと取引をする企業からのモノとサービスの購買」の「権限の制限」をするマサチューセッツビルマ法を最高裁判所は違法とした。その判決で「同法は憲法の非常大権条項下で無効」（同上）とした。そして、マサチューセッツ法が米国の「同盟国と貿易相手国」（同上381-82）からの苦情を招く事によって、「他国との交渉で米国を代表して大統領が一つの見解を発するその権能」を弱めたと認めた

カリフォルニア州が1999年のホロコースト犠牲者保険救済法（HIVIRA）を制定し、「同州で商売をする全ての保険会社は1920年から1943の間に欧州でその会社自身か或はそのいかなる“関連会社”が販売した保険の情報開示」を求めたが、最高裁判所は同法を違法と断じた。（American Ins. Ass’n v. Garamendi, 539 U.S. 396, 401 (2003)）

最高裁判所は、「同法は許されざることに連邦政府の外交関係運営を妨げた」（同上）と判決した。そして「伝統的な州の立法上の題目とする背景に反して、HIVIRAの方法によるホロコースト時代の保険証券の開示を規制する事の州政府の正当性が薄弱である」（同上425）を注記した。

上記の様な外交独占の判例は、外交独占権限が米国政府に委ねられているとする尊い原則を確認するものである。

参照：Hines v. Davidowitz, 312 U.S. 52, 63 (1941)（そこには、「我々政府の制度は、市・郡・州の利益は、全米人民の関心に他ならず、外交分野における連邦政府の権限は地方の妨害から完全に免れる事を、厳然として求める。」とある。）以下（第9巡回区裁判所）の判決は最高裁判所の首尾一貫した立場と裁定から逸脱し、それらと相違しているの、再検討されるべきである。

**B. 第9巡回区が創り出した表現権が外交独占権に優るとする例外は、  
（最高裁で）審理されるべきである**

上記で引用した複数の判例は、米国が「憲法の下では、米国の外交と国際関係は連邦政府に託されている」とする米国政府の立場を確認するものである。参照：日本政府が支持する米国政府の関心 Rosen v. Japan, No. 01 C 6864 (N.D. Ill. Mar. 11, 2003)（米国ローゼン裁判関心声明）

A few decades later, in *Crosby v. National Foreign Trade Council*, 530 U.S. 363, 366 (2000), the Court struck down the Massachusetts Burma Law, a law “restricting the authority” of Massachusetts agencies to “purchase goods or services from companies doing business with Burma.” *Crosby* held that law “invalid under the Supremacy Clause of the National Constitution.” *Id.* And it noted that the Massachusetts law compromised the “very capacity of the President to speak for the Nation with one voice in dealing with other governments” by drawing complaints from “allies and trading partners” of the United States. *Id.* at 381–82.

When California enacted the Holocaust Victim Insurance Relief Act of 1999 (HVIRA), requiring “any insurer doing business in that State to disclose information about all policies sold in Europe between 1920 and 1945 by the company itself or any one ‘related’ to it,” the Court acted again to strike it down. *American Ins. Ass’n v. Garamendi*, 539 U.S. 396, 401 (2003). The Court held that the statute impermissibly interfered with the “National Government’s conduct of foreign relations.” *Id.* And it took note of “the weakness of the State’s interest, against the backdrop of traditional state legislative subject matter, in regulating disclosure of European Holocaust-era insurance policies in the manner of HVIRA.” *Id.* at 425.

These foreign affairs preemption cases confirm the venerable proposition that exclusive foreign affairs authority is vested in the United States government. *See Hines v. Davidowitz*, 312 U.S. 52, 63 (1941) (“Our system of government is such that the interest of the cities, counties and states, no less than the interest of the people of the whole nation, imperatively requires that federal power in the field affecting foreign relations be left entirely free from local interference.”). The decision below departs from this Court’s consistent position and merits review and reversal on that basis.

#### **B. The Ninth Circuit’s Invention Of An “Expressive” Exception To Foreign Affairs Preemption Warrants Review**

The cases cited above confirm the position supported by the Government of the United States that “under the Constitution, the conduct of American diplomatic and foreign affairs is entrusted to the \*\*\* federal government.” See Statement of Interest of the Government of the United States in Support of the Government of Japan, *Rosen v. Japan*, No. 01 C 6864 (N.D. Ill. Mar. 11, 2003) (U.S. Rosen Statement of Interest).

第9巡回区裁判所の判決は最高裁の判例との比較で明らかのように、上記に述べた米  
国政府の方針に一致しない。最高裁は、保険規制と財産法が関係しても外交政策と関  
連する場合は、伝統的な州の責任範囲でないとする立場を保持している。参照：

Zschernig, 389 U.S. at 441; Garamendi, 539

それにも拘らず第九巡回区控訴裁判所は、「グレンデール市が‘人権侵害’に対して広  
報する為に公共の碑を建立した事は、州や地方政府の伝統的な責務の範囲内」である  
と判決を下した。その理由は「犠牲者を記念し他者が同様な被害に遭わない事を望む  
事」は、市民にその見解と価値を知らしめる地方政府の伝統的な機能と一致する」と  
した。参照：Pet. App. 12a-13a

この水準の抽象的概念の考慮で、グレンデール市の碑は地方政府の伝統的な機能と「一  
致している」とするのであろう。しかし「Zschernig and Garamendi」の判例で言え  
ば、これは適切な政府の関心事の分析ではない。（参照：Zschernig, 389 U.S. at 441;  
Garamendi, 539 U.S. at 425）。そしてグレンデール市幹部は公然と、その碑は「グレ  
ンデール市を実際に世界地図の中に表示した」とし、慰安婦問題は「市自身とは全く  
関連が無く、主に日韓間の国際問題であった」（Pet. App. 53a）と公言した。

その上に第9巡回区裁判所の判決は、「様々な日本政府高官が碑に対する反対意見を表  
明した」（Pet. App. 14a）ことを、Crosby裁判では重視されているにも関わらず、こ  
こでは全く考慮していない。（参照：Crosby, 530 U.S. at 382）

同様に第9巡回区裁判所は、「連邦政府が碑に関して何等かの見解を出して来た」（Pet.  
App. 14a）事を請願人が主張しなかった事実、かなり重きを置いている様だ。これ  
をZschernig裁判と比較するが良い。そこでは問題の法が米国の外交政策に不当に抵触  
するものではないと国務省が確約したにも拘わらず、本裁判所はその問題の州法を外  
交権独占原則の理由で無効との判決を下した。（参照：Garamendi, 539 U.S. at 417）

第9巡回区裁判所の判決は、（市の）表現の自由を優先する例外を創り出して外交独占  
を歪曲した。（Pet. App. 11a.）

この新たに創り出された例外を支持するいかなる判例も第9巡回区裁判所にはない。確  
立された外交独占権原則下で表現活動が緩やかな精査を受ける事を示唆するものは、  
判例に全くない。この第9巡回区裁判所の判決は、「外交政策の殆ど全部は言葉である」  
（Harvey Starr, Henry Kissinger: Perceptions of International Politics 84 (1984)）  
点から、外交独占権に埋め込まれた実に奇妙な但し書きである。

The Ninth Circuit’s decision does not square with the above-mentioned position of the United States, as demonstrated by a comparison to this Court’s decisions. The Court has held that state laws pertaining to insurance regulation and estate law did not serve traditional state responsibilities when those rules were tailored toward addressing foreign policy. *See Zschernig*, 389 U.S. at 441; *Garamendi*, 539 U.S. at 425. Yet, the Ninth Circuit found that “Glendale’s establishment of a public monument to advocate against ‘violations of human rights’ is well within the traditional responsibilities of state and local governments,” because “memorializing victims and expressing hope that others do not suffer a similar fate” are “consistent with a local government’s traditional function of communicating its views and values to its citizenry.” Pet. App. 12a–13a. Considered at this level of abstraction, the Glendale monument may be “consistent with” a traditional function of local government. But *Zschernig* and *Garamendi* make clear that this is not the proper state-interest analysis. *See Zschernig*, 389 U.S. at 441; *Garamendi*, 539 U.S. at 425. And here Glendale officials openly declared that the monument “really put the city of Glendale on the international map” and that the comfort women issue “did not have any bearing on the city itself, and was an international issue mainly between Japan and the Republic of Korea.” Pet. App. 53a.

Furthermore, the Ninth Circuit gave no weight to the fact that “various Japanese officials have expressed disapproval of the monument,” Pet. App. 14a, despite the weight given to that consideration in *Crosby*. *See Crosby*, 530 U.S. at 382. Similarly, the Ninth Circuit seemed to give significant weight to the fact that petitioners did not allege that the “federal government has expressed any view on the monument,” Pet. App. 14a, without even attempting to distinguish *Zschernig*, where this Court held a state statute invalid under the foreign affairs preemption doctrine despite reassurances from the State Department that the law would not unduly interfere with United States foreign policy, *see Garamendi*, 539 U.S. at 417.

The Ninth Circuit further contorted foreign affairs preemption by creating an exception to the preemption for “expressive” acts. Pet. App. 11a. This newly-minted exception finds no support in the cases relied on by the Ninth Circuit. None of them suggest that expressive actions should receive relaxed scrutiny under established foreign affairs preemption doctrine. Indeed, this would be a strange proviso to embed in foreign affairs preemption, since “the great bulk of foreign policy is words,” Harvey Starr, *Henry Kissinger: Perceptions of International Politics* 84 (1984).

更に加えて、斯かる外交独占権の制限は、グレンデールの様な市の言論は憲法上保護されていないことから、全く意味をなさない。(See *Muir v. Alabama Educ. Television Comm'*, 688 F.2d 1033, 1038 n. 12 (5th Cir. 1982) (en banc) (「政府の表現権は、憲法修正第1条で保護されていない事から、個人の表現の自由がそのまま適用されるのは許されない事であり、立法の制限下に置かれるべきであろう。」*Aldrich v. Knab*, 858 F. Supp. 1480, 1491 (W.D. Wash. 1994)) (「私営放送局と違い政府の放送局は憲法修正第一条を享受しない」とする判決)。

米国は以前から日本の支持を強調しているので、「米国は国際関係においては一つの統一した見解を発すべきである。」(参照：U.S. Rosen Statement of Interest 50) その「(見解を) 発する」とする単語の出現は偶然でない。外交方針は行動と同時に言葉による表現も大事である。グレンデール市は像を設置して、外交方針を表明しそれを世界に発信したのである。再審請願書の採択は、米国政府がこの慰安婦問題での外交政策において、発信すべき又首尾一貫して出して来た統一的なメッセージを、一地方政府が侵害出来ない事を再確認する為に、保証されるべきである。

### C.日韓の関係は壊れやすく、慰安婦問題で米国が矛盾する見解を表明する事で、 混乱が生じかねない

日本政府は十分に歴史上の事実を調査して来たので、グレンデール市の碑文に記載されている歴史上の記述の正確さに強く異議を唱える。昨年ジュネーブでの女子差別撤廃委員会に於いて、日本の外務副大臣（審議官）が、1990年代に実施した大規模な事実関係の調査結果を公言した。参照：杉山晋輔日本政府副大臣の2016年年2月16日国連女子差別撤廃委員会質疑回答会合発言纏め（20万人の女性を強制的に性奴隷にしたとする主張を証明する証拠がない事を含めた日本の調査結果の審議）（注5）

慰安婦問題を含む個人の請求権は、1965年の「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」で対処されている。この1965年の協定は（個人の請求権である）慰安婦問題が日韓両国間の外交問題である事を明確にするものである。実際に、日韓間のこの件に関する現在の外交は、米国政府の支持を得て先に述べた2015年に合意に至った。日本政府は2015年の合意を尊重し、誠意ある態度でその実施を続けている。

5. 資料は次のURLで閲覧可能 [http://www.mofa.go.jp/a\\_o/rp/page24e\\_000163.html](http://www.mofa.go.jp/a_o/rp/page24e_000163.html)

Moreover, such a limitation on foreign affairs preemption would make little sense because the speech of a city like Glendale is not constitutionally protected. *See Muir v. Alabama Educ. Television Comm'n*, 688 F.2d 1033, 1038 n. 12 (5th Cir. 1982) (*en banc*) (“Government expression, being unprotected by the First Amendment, may be subject to legislative limitation which would be impermissible if sought to be applied to private expression \*\*\*.”); *Aldrich v. Knab*, 858 F. Supp. 1480, 1491 (W.D. Wash. 1994) (holding that “unlike private broadcasters, the state itself does not enjoy First Amendment rights”).

As the United States has emphasized before in support of Japan, “on matters of international relations, the United States needs to speak with one voice.” *See U.S. Rosen Statement of Interest* 50.

The appearance of the word “speak” in that last sentence is not accidental: foreign policy is as much about words as it is about actions. Glendale installed its statue to send a message to the world, to take a stand on foreign policy. Certiorari is warranted to reaffirm that a municipality cannot undermine the unified message that the United States must send—and has consistently sent on this issue—in its foreign policy making.

### **C. Japanese-Korean Relations Are Delicate And Could Be Disrupted By Conflicting United States Pronouncements On The Comfort Women Issue**

Japan strongly disagrees that the inscription on the Glendale monument accurately describes the historical record, which Japan has studied at length. Last year at the Committee for the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women, in Geneva, Japan’s Deputy Minister for Foreign Affairs testified about the results of Japan’s full-scale fact-finding study in the 1990s. *See* Summary of Remarks by Mr. Shinsuke Sugiyama, Deputy Minister for Foreign Affairs, *Question and Answer Session, Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women* (Feb. 16, 2016) (discussing the results of Japan’s investigation, including a lack of evidence to support a claim that 200,000 women were coerced into sexual slavery).<sup>5</sup>

The claims of individuals, including comfort women, are addressed by a 1965 Agreement Between Japan and the Republic of Korea Concerning the Settlement of Problems in Regard to Property and Claims and Economic Cooperation. This 1965 Agreement underscores that the comfort women issue should be handled as a matter of government to-government diplomacy. Indeed, Japan and Korea’s ongoing diplomacy on the issue, supported by the United States, led to an aforementioned agreement in 2015 as well. The Government of Japan honors the 2015 Agreement and continues to implement it in a very faithful manner.

5. Available at [http://www.mofa.go.jp/a\\_o/rp/page24e\\_000163.html](http://www.mofa.go.jp/a_o/rp/page24e_000163.html).

日本にとり何にも増して重要な事は、州やグレンデール市の様な地方都市が、特にこの慰安婦問題の様な敏感な外交問題に、首を突っ込まない事であり、その為に州・市が米国がその外交方針作成に於いて発信せねばならない統一的メッセージを妨害出来ない事である。

### 結論

上記並びに再審請願書に記載の理由により、請願は認められるべきである。

ここに謹んで送付いたします：

ジェシカ L. エルスワース

最高裁判所登録弁護士

NATHANIEL G. FOELL\*

HOGAN LOVELLS US LLP

555 Thirteenth Street, N.W.

Washington, D.C. 20004

(202) 637-5886

[jessica.ellsworth@hoganlovells.com](mailto:jessica.ellsworth@hoganlovells.com)

\* 弁護士事務所員の指導の下でニューヨーク  
州のみで認可

第三者意見書弁護士

2017年2月

It is of the utmost importance to Japan that States or localities like Glendale may not insert themselves into foreign relations, especially on sensitive subjects like this one, so that they can not undermine the unified message that the United States of America must send in its foreign policy making.

### CONCLUSION

For the foregoing reasons and those in the petition, the petition should be granted.

Respectfully submitted,  
JESSICA L. ELLSWORTH  
Counsel of Record  
NATHANIEL G. FOELL\*  
HOGAN LOVELLS US LLP  
555 Thirteenth Street, N.W.  
Washington, D.C. 20004  
(202) 637-5886  
jessica.ellsworth@hoganlovells.com  
\*Admitted only in New York,  
supervised by a member of the firm.

*Counsel for Amicus Curiae*

FEBRUARY 2017

## 2. 解説

- 1) グレンデール市慰安婦像撤去裁判の経緯
- 2) GAHTとグレンデール市の主張
- 3) 日本政府意見書が出たタイミングと裁判の中での効果
- 4) 意見書の抄訳と見解
- 5) マス・メディアの報道
- 6) 慰安婦問題基本年表

## 1) グレンデール市慰安婦像撤去裁判の経緯

2014年2月に提訴してから2017年3月に最高裁判所が請願書を不採択にするまで3年1ヶ月間でGAHTは地方裁判所と控訴裁判所で主張を述べた。  
提訴からわずか半年足らずでの一審の判決は、十分に審理が尽くされたのか疑問が残る。

年月日	連邦裁判所	出来事
(2013年7月30日)		(グレンデール市慰安婦像を中央公園に設置)
2014年2月20日	地方裁判所 (5.5ヶ月)	連邦地方裁判所へ像の撤去を求めて提訴 (理由:グ市の像設置は外交独占権越権行為で憲法違反)
8月4日		判決(アンダーソン判事)訴えの却下
9月3日	第9巡回区 控訴裁判所	控訴裁判所に控訴状を提出
2015年3月13日	控訴裁判所 (2年1ヶ月)	控訴裁判所に修正控訴状を提出
2016年6月7日		審理
8月4日		控訴裁判所判決:提訴資格は承認、提訴は棄却
9月16日		控訴裁判所へ再審請求
9月26日		第三者意見書が2団体(KINGENとSDHF)より提出される
10月13日		控訴裁再審請求却下
2017年1月10日	最高裁判所 (約2.5ヶ月)	最高裁へ再審理請願
2月22日		日本政府が意見書を提出、KINGENも提出 グ市が「反対意見書」を提出
3月10日		GAHTが「反対意見書」への意見書提出
3月27日		再審理請願却下

## 2) GAHTとグレンデール市の主張 (原告・被告の主張)

裁判で両者が争う中で、日本政府はGAHT等原告側を支持する意見書を提出した。  
その両者の主な争点は以下である。

争点	原告GAHTの主張・反論	被告グ市の主張・反論
控訴審判決は？	・過去の判例と逆転 ・同様な判例なしで誤審	・最終反論書での具体的な反論は無し ・「前例」の列挙のみで、伝統的な表現の範囲内を固持
設置は外交権への介入か？	・同盟国日本を非難 ・米国の外交方針と不一致 ・日本政府も反対	・市の伝統的な表現の自由の範囲内 ・河野談話で日本政府も碑文の内容を承認 ・下院決議で連邦政策と一致
設置は「表現の自由」か？	・市(地方政府)に言論の自由なし ・外交と相違し同盟国を非難する碑が他にあるか？	(伝統的な表現の範囲、州裁判で議論済み)
碑設置の真の目的は？	・日本非難ムードの醸成 ・日米同盟の弱体化・無効化	・慰安婦を記念する ・斯様な悲劇が二度と起こさない為の記憶 ・像の設置は外交への具体的な影響はない
再審理されるべきか？ 請願は正当か？	・管轄は連邦裁(最高裁)に有り ・被告も加州裁で言明-禁反言違反 ・加州確定判決の公表は禁止 (非公開の判決は確定ではない)	加州高裁の決定が「既判事項」であり、請願を不採択にすべき

注)既判事項:グ市側は、加州二審判決の確定により、同一事項(既判事項)については、最早再び訴訟上問題にできないとして、不再理-最高裁での原告GAHTの請願を採択すべきでないとして主張した。

グ市の禁反言違反例: 1)アンタイスラップ(GAHTは裁判に絶対に勝てない)  
2)グ市を国際地図に載せた!  
3)「日本は謝罪した」(と言いながら、碑で謝罪を要求)等々

### 3) 日本政府意見書が出たタイミングと裁判の中での効果

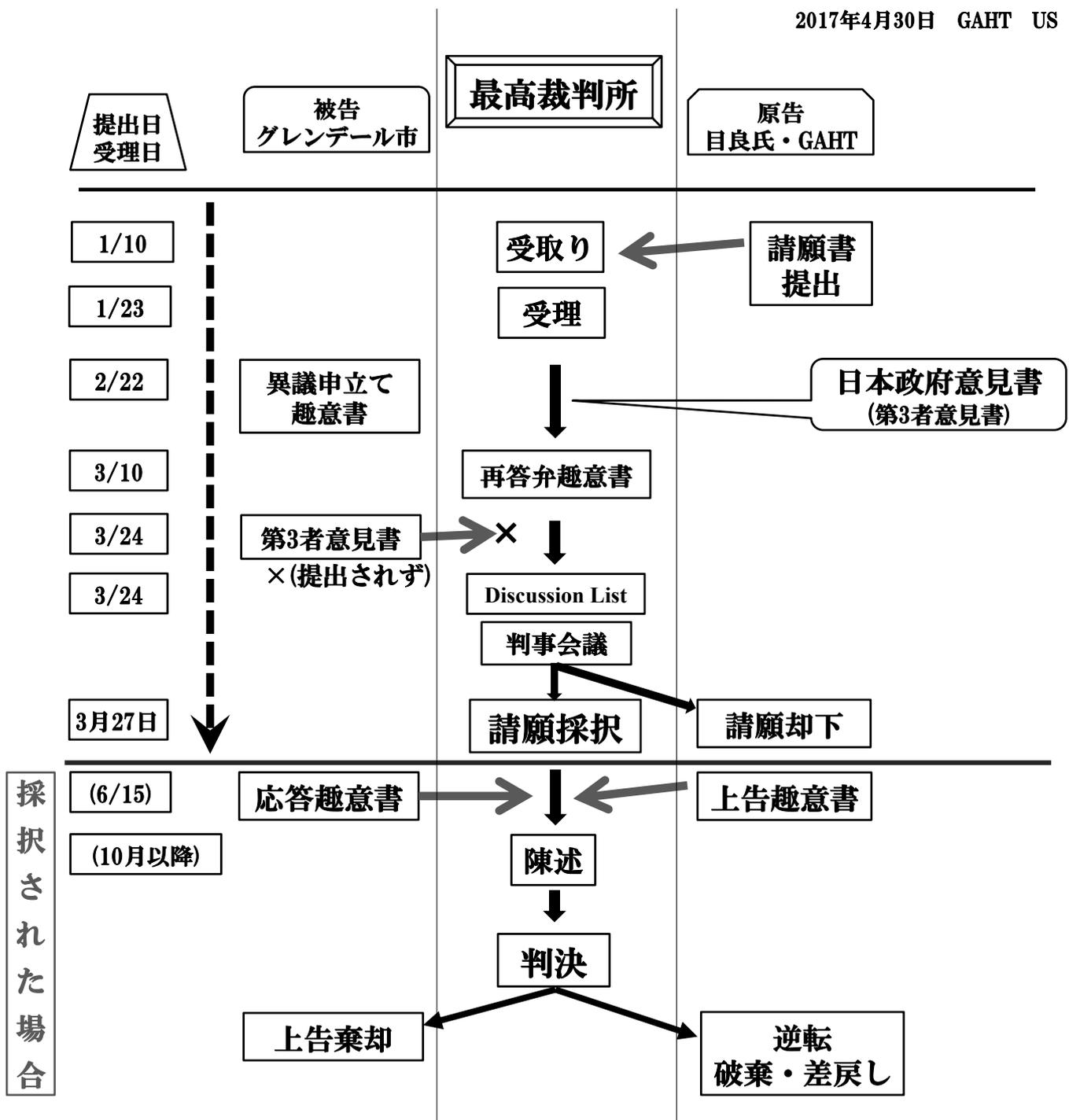
日本政府の請願書は下の図に示す様に2月22日に提出された。同日は被告グレンデール市の異議申立て書の提出日でもあった。被告申立て書の内容は非常にお些末で、「性奴隷」の根拠は日本政府が認めたと称した河野談話であり、米国政府も碑文の内容を「議会下院決議」で認めているので外交方針と一致している、と主張した。

日本政府の意見書に続いて3月10日に提出された原告の再答弁趣意書は、そんな被告側の薄弱な論拠と根拠を完璧なまでに叩いた。被告は被告を支持する第三者意見書を最後の反論として出せる絶好の機会があったにも係わらず、実行しなかった。下級審ではサンフランシスコを拠点とする「世界抗日戦争史実維護連合会」等が積極的に意見書を出したが、最後は戦意喪失した感のある被告側の対応であった。

#### 米国最高裁判所裁判での審理

#### 日本政府の意見書が出たタイミング

2017年4月30日 GAHT US



#### 4) 意見書の抄訳と見解

意見書は約2千6百英語単語数の短い文章だが、その中には慰安婦問題の核心である「河野談話」や「性奴隷慰安婦」を完全に否定するなどの珠玉の言葉が沢山詰まっている。意見書では「性奴隷」を否定し、日米韓間での深刻な外交問題である事、米国での本問題の政府見解は連邦政府の専権事項である事、グレンデール市による像の設置は米国憲法に違反し、その設置理由の「表現の自由」を地方政府は持たない事、第二審の第9巡回区控訴裁判所の判決は間違っている事、グ市の設置は日米同盟に害をもたらす事、等を日本政府は表明した。

以下にその抄訳と当該部分での要約を  内に記す：

### 請願人（目良・GAHT）を支持する日本政府の意見書（抄訳）

#### 本訴訟での法廷助言者としての日本政府の関心事

- 慰安婦問題は意見が対立する、政治的に敏感な問題である。  外交問題、日本政府は反対！
- 碑の設置に対して、日本政府高官はこれを憂慮する声明を発した。
- 米国は「この（2015年の日韓）合意を達成した勇気と洞察力ある日韓の指導者たちを称賛し」、「国際社会が合意を支持する事を呼びかけ」、そして「両国が経済的な連携と安全保障の協力面で、地域と世界の問題に前向きな取り組みを継続する事を期待した。」  米国も外交問題
- 2015年の合意は、日韓間の慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的」に解決するもので、両国が「本問題について国際社会において互いに非難・批判する事は控える」誓約を含むものである。
- グレンデール中央公園にある碑は、慰安婦問題での日本政府の外交的努力に対して際立った障害物となっている。その碑は2015年の日韓合意精神に反し、且つ合意の円滑な実行も邪魔するからである。日本政府は、この碑の存在が日本政府ばかりではなく、米国、韓国政府にとっても外交上際立った障害物であるとの見解を持つ。  慰安婦像は日米韓間外交で障害物
- 日本は米国の重要な同盟国である。  日本は同盟国である
- 実際の所日本は外交政策を話し合う事の出来ない州や地方政府等でなく、寧ろ連邦政府が作る米国の外交政策に重大な関心を持っている。  日本はグ市と外交問題を話せない
- 日本政府が当法廷に第三者意見書を出す例は少なく、中核的な国家利益に関わる訴訟だけに関与を限定している。
- 日本政府は本請願が採択される事を強く求め、そして第9巡回区の判決を当法廷が再検討する重要性が認識されることを希望する。  日本政府が意見書を出すのは稀

#### 陳述の纏め

- 米国の国家としての慰安婦問題に対する歴史的な慣行は、、、、「日本との国家間の話し合いで確立された外交方針を通して」対処してきている。確立された外交方針の一つの理由は、「日韓間の脆い関係を壊すよりは寧ろ尊重する事」にある。グレンデール市の慰安婦碑はこの確立された外交方針を妨げ、又離反している。  グ市の像設置は米国の外交方針と不一致
  - 第9巡回区裁判所は、それを認める判例や原則に全く言及せずに、グレンデール碑を適法とする判決を下して下級審の判断を是認した。今までの判例は、この最高裁判所を含む法廷では、連邦政府以外の機関が外交を担う事に首尾一貫して用心深かった。そして第一原則は、外交は高度な慎重さが求められる領域だから、法廷は用心深いことが正しいのである。日本政府は本最高裁の法廷が第9巡回区裁判所の判決を再審理する事を求める。  グ市の設置は憲法違反
- その判決は、憲法に定められた米国連邦政府が独占的に果たす外交政策の領域に、州と地方政府に表現の自由の特権を許すものであり、それによって米国自身とその親密な同盟国、例えば日本国、との関係に害を及ぼす危険をはらむことになる。  日米同盟に害をもたらす
- 控訴判決は間違っている、再審理を

（続く）

（前頁より続く）4) 請願人（目良・GAHT）を支持する日本政府の意見書 （抄訳）

陳述  
連邦政府が外交を独占する権限

A. 外交独占権

- 最高裁で下された幾つかの判例は、連邦政府が外交を独占する権限を正当化するものである。  
外交は連邦政府が独占権を持つ
- 外交独占の判例は、外交独占権限が米国政府に委ねられているとする尊い定理を確認するものである。  
（第9巡回区裁判所）の判決は最高裁判所の首尾一貫した立場と裁定から外れ、その等と逆さまになっている。
- 第9巡回区が創り出した表現権が外交独占権に優るとする例外は、（最高裁で）審理されるべきである。
- 第9巡回区裁判所の判決は、（市の）表現の自由を優先する例外を創り出して外交独占を歪曲した。
- この新たに創り出された例外を支持するいかなる判例も第9巡回区裁判所にはない。  
確立された外交独占権原則下で表現活動が緩やかな精査を受ける事を示唆するものは、判例に全くない。
- 更に加えて、斯かる外交独占権の制限は、グレンデールの様な市の言論は憲法上保護されていないことから、全く意味をなさない。
- 「政府の表現権は、憲法修正第1条で保護されていない事から、個人の表現の自由がそのまま適用されるのは許されない事であり、立法の制限下に置かれるべきであろう。」  
米国は以前に日本の支持を強調しているので、「米国は国際関係においては一つの統一した見解を発すべきである。」  
地方政府に表現の自由は憲法上ない
- 外交方針は行動と同時に言葉による表現も大事である。グレンデール市は像を設置して、外交方針を表明しそれを世界に発信したのである。  
再審請願書の採択は、米国政府がこの慰安婦問題での外交政策において、発信すべき又首尾一貫して出して来た統一的なメッセージを、一地方政府が侵害出来ない事を再確認する為に、保証されるべきである。

B. 第9巡回区が創り出した表現権が外交独占権に優るとする例外は、  
（最高裁で）審理されるべきである

- 第9巡回区裁判所の判決は、（市の）表現の自由を優先する例外を創り出して外交独占を歪曲した。
- 斯かる外交独占権の制限は、グレンデールの様な市の言論は憲法上保護されていないことから、全く意味をなさない。
- 再審請願書の採択は、米国政府がこの慰安婦問題での外交政策において、発信すべき又首尾一貫して出して来た統一的なメッセージを、一地方政府が侵害出来ない事を再確認する為に、保証されるべきである。

C. 日韓の関係は壊れ易く、  
慰安婦問題で米国が矛盾する見解を表明する事で混乱が生じかねない

日韓関係は脆弱だ

- 日本政府は十分に歴史上の事実を調査して来たので、グレンデール市の碑文に記載されている歴史上の記述の正確さに強く異議を唱える。  
昨年ジュネーブでの女子差別撤廃委員会に於いて、日本の外務副大臣（審議官）が、1990年代に実施した大規模な事実関係の調査結果を公言した。  
「性奴隷」は間違い、日本は反論
- 日韓間のこの件に関する現在の外交は、米国政府の支持を得て先に述べた2015年に合意に至った。日本政府は2015年の合意を尊重し、誠意ある態度でその実施を続けている。
- 日本にとり何にも増して重要な事は、州やグレンデール市の様な地方都市が、特にこの慰安婦問題の様な敏感な外交問題に、首を突っ込まない事であり、その為に州・市が米国がその外交方針作成に於いて発信せねばならない統一的なメッセージを妨害出来ない事である。

グ市は外交に首を突っ込まないで欲しい

地方政府は慰安婦問題に首を突っ込むべきでない！

結論

上記並びに再審請願書に記載の理由により、請願は認められるべきである。

## 5) マス・メディアの報道

政府の意見書提出は日本だけでなく、韓国、中国、アメリカのメディアでも取り上げられた。25日に産経新聞が詳細に報じたのを皮切りに(全文下記)、韓国の新聞がその産経の記事を引用して続いた。26日に韓国ハンギョレ新聞、京郷新聞、27日にSANKEI(英語、548単語)、朝日、ハンギョレ新聞社説(英語、566単語)、28日にWashington Daily Report(共同の記事、345単語)、時事ニュース、時事英文、日経(下記に見出しのみ引用)、毎日(同)と続き、3月2日には中国のChina Daily(英語、702単語)が報じた。朝日新聞は『政府、米慰安婦像訴訟に異例の意見書「上告認めるべき」』の見出しで、以下その全文を引用する:『米ロサンゼルス近郊グレンデル市に設置された旧日本軍の慰安婦を象徴する「少女像」をめぐる、米在住の日本人が撤去を求めた米国の訴訟=一・二審は原告敗訴、上告中=で、日本政府が米連邦最高裁判所に「上告は認められるべきだ」とする第三者意見書を提出していたことがわかった。在外日本人が起こした訴訟での意見書の提出は異例だ。』(題名と併せて184文字)と、本問題の当事者である朝日が、自分の記事で米国にまで悪影響を与えた重大さを知らないように、その意義も語らずに、在外日本人の訴訟で意見書の提出は異例と書いただけの極めて簡単な内容であった。

この朝日の「冷淡さ」・当事者意識の無さに比べると、27日に出た韓国ハンギョレ新聞社説は、日本政府の意見書が重大な意味を持つ事を認識し、韓国民として感じる圧力を意識した社説であった。「韓国政府は日本の慰安婦像撤去要求に抵抗すべきだ」と題したその社説は、間違った日韓合意で攻守所が逆転して、日本政府は傲慢尊大に像撤去の圧力を韓国だけでなく米国でも掛け、終には米国最高裁判所に異例とも言える第三者意見書を出した、こんな圧力に負けるな!全ての原因が日韓合意に行き着くので、その失敗を認め、その日本の言いなりとなるような外交政策はもう止めるべき、と結んだ。韓国に圧力となり「韓国が嫌がり日韓友好や近隣国配慮にも背く」日本政府の意見書を、何時もの筆致で批判さえもしなかった朝日新聞の素っ気無さ・他人事感に際立った。

産経新聞 H29年2月25日朝刊

### 米グレンデル慰安婦像撤去訴訟、日本政府 米最高裁判所に意見書「外交方針を妨害、逸脱」

カリフォルニア州グレンデル市に設置された慰安婦像の撤去をめぐる、地元の日本人たちが米連邦最高裁での上告審を求めていることについて、日本政府が「請求は認められるべきだ」との見解を表明した意見書を連邦最高裁に提出したことが24日、分かった。日本政府が連邦最高裁に第三者意見書を提出することは異例。米国内で相次ぐ慰安婦像・碑の設置に関し、日本政府の意見表明の機会になると判断したようだ。

像の撤去を求めているのは、現地在住の目良浩一氏と日系住民らで作るNPO法人「歴史の真実を求める世界連合会(GAHT)」。地方自治体であるグレンデル市が慰安婦像設置を通じて外交問題に関して立場を表明することは、外交における全権を連邦政府に付与した米国憲法に違反するとして、2014年2月、連邦地方裁判所に像撤去を要求する訴訟を起こしたが、地裁と高等裁判所で敗訴。今年1月に最高裁に請願書を提出している。

日本政府の意見書は今日22日付で連邦最高裁に提出された。意見書では、慰安婦問題など歴史的な問題への米国の対応は「日本との国家間交渉による確立した外交方針」によって一貫していると指摘。その上で「グレンデル市の慰安婦像は確立した外交方針への妨害であり、逸脱である」と主張した。

また、慰安婦像脇の碑文に「20万人の女性が強制的に連行され、性奴隷となることを強制した」などの事実と異なる文言が記されていることに関しても言及。州や地方自治体に外交分野における表現の自由を認めれば「米国と日本のような近い同盟国(の關係)に害を及ぼす危険をはらむ」と指摘した。

さらに「慰安婦問題は日韓間の敏感な問題であり、米国の矛盾する判断によって混乱が生じかねない」とも訴えた。=2面に「異例の対応」

### 日本政府が異例の対応 米地方自治体の介入看過できず、慰安婦像撤去訴訟で

2014年2月から続くカリフォルニア州グレンデル市の慰安婦像撤去訴訟で、日本政府が米連邦最高裁に第三者意見書を提出する異例の対応に乗り出した。米地方自治体が慰安婦問題に関し、連邦政府の専管権限である外交方針と異なる動きをするだけでなく、日韓間で政治問題化している慰安婦問題に介入することを、看過できないと判断したとみられる。

政府は今回の対応にあたって細心の注意を払った。提出された意見書では、グレンデル市による連邦政府に付与された「外交権限の侵害」に関する判例を複数挙げる。米国に対する内政干渉と受け止められないよう配慮した。慰安婦像脇の碑文をめぐる「表現の自由」についても、外交分野で同市の権利が優先されるとの「例外」を認めた連邦高裁の判決に対し、判例を示して反論している。

政府関係者は意見書を出した理由について「日本側の慰安婦問題に関する取り組みも含め、こちらの意見を米司法の公式記録に残すいい機会だと判断した」と説明する。

慰安婦問題をめぐっては米政府も高く評価した一昨年の日韓合意に加え、昨年2月には国連女子差別撤廃委員会で日本政府が見解を初めて公式に表明するといった動きもあった。

「3年続いているグレンデル市の慰安婦像の撤去を求める裁判の歴史の中で、特筆すべき日でした」グレンデル市を訴えている現地在住の目良浩一氏とNPO法人「歴史の真実を求める世界連合会(GAHT)」はホームページで日本政府の意見書提出を歓迎し、謝意を表明する声明を出した。GAHTはこれまでも政府に意見書提出を呼びかけてきただけに喜びは大きい。

ただ、連邦最高裁には、年間約7千~8千件の上告審請願が寄せられる。そのうち実際に取り上げられるのは80件程度にとどまるとされ、慰安婦像撤去訴訟が最高裁で審理されるかは見通せない。とはいえ、日本政府が慰安婦像・碑設置に関する考え方を、米連邦最高裁に対して文書で表明したことの意義は小さくないだろう。(田北真樹子)(1,628文字)

日経新聞記事(2月28日18:47)  
政府、米での少女像訴訟で意見書  
慰安婦を象徴(以下略、260文字)

毎日新聞記事(2月28日東京朝刊)  
米慰安婦像訴訟  
連邦最高裁に日本政府意見書(以下略、246文字)

## 6) 慰安婦問題基本年表

平成29年4月30日 細谷

年	段階	戦闘	日本	韓国	米国	国連他
1965			日韓基本条約・請求権協定	(同左)		
1973	第一	(仕込み)	千田夏光従軍慰安婦本刊行			
1982			9朝日清田 吉田の初記事			
1983			7吉田清治「私の戦争犯罪」本			
1989				9 吉田本出版		
1991	第二段階	法廷戦	8朝日植村慰安婦記事 12初提訴			9ソ連邦解体
1992			朝日「軍関与」報道、 宮沢首相謝罪			2戸塚人権委に訴え
1993			8河野談話	3金泳三「補償不求」		
1995			女性アジア基金設立			
1996			5吉田清治 捏造と告白			4クマラスワミ報告採択
1997					11チャン「南京虐殺」発刊	
1998			4初判決山口地裁訴え認定			7女子差初「所謂慰安婦」
1999			10東京地裁 全面棄却		7加州ヘイデン法	
2000			12「女性模擬法廷」が「判決」		0918元慰安婦提訴	
2001			2000・01年控訴審全面棄却		5Jダワ-「敗北を抱きしめて」	
2002					9吉見義明「慰安婦」発刊	
2003			3最高裁棄却 4冬ソナ放映			
2004						
2005					9高裁棄却	
2006			9安倍内閣	憲法裁訴え?	2最高裁棄却	
2007					6強制連行否定閣議決定	
2008		10国会非難決議				
2009						
2010					10第1号パ市慰安婦碑	
2011	第三段階	情報戦・ 「性奴隷」 攻防戦	12野田・李会談	8憲法裁「違憲」判決 12慰安婦像設置		
2012				8李大統領竹島上陸		
2013					7グ市像設置	6拷問禁止委員会合
2014			6河野談話検証、 8朝日誤報謝罪 12政府McG教科書訂正要求	家省白書発行声明	2グ市像提訴 9グ市控訴	7自由権委で性奴隷否定
2015			3拷問・社会権追加回答 8自由権追加回答	12日韓合意	3ダデンAHA論文	3拷問・社会権追加回答 8自由権追加回答
2016					8控訴判決	2女子差別委
2017			2米最高裁へ政府意見書		3最高裁請願不採択	



**日本政府  
米国連邦最高裁判所への意見書  
日英対訳と解説**

**The Global Alliance for Historical Truth  
GAHT  
歴史の真実を求める世界連合会**